

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香美市長 依光 晃一郎

市町村名 (市町村コード)	香美市 (392120)
地域名 (地域内農業集落名)	物部地域 <small>(庄谷相・拓・中谷川・鎮定・浦山・中津尾・大船・山崎・熊神・日ノ地・影仙頭・小川・押谷・小浜・横木屋・岡ノ内・別府・市平・別府・楮佐古・神池・川ノ内・平井・柳瀬・安丸・黒代・うす牛・笹下・笹上・大西・中上・高井・堂ノ岡・安野尾・沼井・中内・和久保・影・南池・五王堂・立花)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者のみならず町全体で高齢化が進み、山林に近い所から順に遊休農地が広がってきている。中山間集落協定のある地区は実践活動により農地や水路等農業施設の保全維持はできているが、組織の高齢化や後継者不足により活動の継続が困難になってきており、農地も自己保全地が増えてきている。

地域の担い手の大半はユズ農家であるため樹齢の違いなどから集約、規模拡大は容易ではないので将来に亘って担い手を確保していくのが課題である。

上葎生地区においては、水路の破損、老朽化による通水障害や後継者不足により稲作農家が減少したため遊休農地が増えてきているので水田の有効利用が課題である。ユズについては、日当たり等園地の条件は良いが、通作のための道が狭く、園地は傾斜地に位置しているため農作業の負担が大きいので、耕作条件の改善が課題である。

影仙頭地区においては、地区のほぼ全域がユズ園地で、農業者の高齢化が進んでいるが若手の後継者が居ないため園地の継承が課題である。また、道路と園地間に高低差があり、園地への農道も狭く、農業機械の搬入が困難な農地も多い。

頓定地区においては、地区の大半はユズ園地で、後継者の居ない園地の継承が課題である。また、山間地であるため農業用水源の確保も課題である。

【地域の基礎的データ】  
 農業者:(上葎生地区)713人(うち50歳代以下31人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体  
 (楨山地区)835人(うち50歳代以下49人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)0経営体  
 主な作物:(上葎生地区)ユズ・水稲・キャベツ・あじさい・大豆  
 (楨山地区)ユズ・水稲・生姜・かぼちゃ・ぎんなん

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の農業用施設の長寿命化に向けて基盤整備の実施を地域内で調整していく。

中山間活動組織により地域資源の保管理に努めながら組織の世代交代を図り、事業を継続していく。

五王堂地区においては、農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水田の圃場整備の実施を地区内で調整し、水田利用の意向がない農地はユズへの転換を図っていく。また、後継者の居ない園地と農業施設、機械を一括で次の担い手に継承する体制を関係機関と構築していく。

安丸地区においては、地区の営農者や就農希望者の意向を踏まえながらユズの新植、改植により園地の増反を推進していく。

神池、楮佐古地区においては、将来に向けて水田を維持できるよう農業法人を設立して稲作用機械の共同利用に取り組んでいく。

影仙頭地区においては、農地への進入路の改良等の事業実施を地区内で調整し、耕作条件の改善を図っていくと共に地元と関係機関で新規就農者を受け入れる体制を整備していく。

頓定地区では、ユズを主品目としながらブルーベリー等他品目も栽培し、周年で収益が上げられる農業を研究して経営の安定を図り、新たな担い手の確保を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	375 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	290 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第5項並びに同法第8条第4項の認定を受けた認定農用地並びに農振農用地区域外の農地で農地台帳で貸借権が設定されている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、人・農地プラン中心経営体など担い手の団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸付希望者に対し、機構への貸付けを促進し、担い手の意向を踏まえながら集約化を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の長寿命化のための基盤整備事業の活用を進めていく。 農業用機械の搬入や高低差の解消等、作業の効率化が図れる基盤整備事業の活用を検討していく。 五王堂地区においては、農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水田の圃場整備の実施を地区内で調整していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
中山間直接支払制度に取組む地区においては、活動組織と連携しながら地域資源の保全管理に努めていく。 「物部ゆず」産地のPR強化を物部柚子生産部会、関係機関で図り、県外までを視野に入れた新規就農者の確保を推進していく。並行して、就農希望者が安心して営農できるよう住まい、圃場、設備の受け入れ態勢の充実を関係機関と整備していく。また、収穫等繁忙期の人手不足を解消するため、広く求人情報を発信する体制を整備する。 神池、楮佐古地区においては、既存の集落営農組織や設立を目指す農業法人で農業用機械を導入し、地域や関係機関と連携しながら組織を育成していく。 五王堂地区においては、ユズ園地、農業用施設、機械と住まいをセットで継承する体制を整え、ユズ栽培の魅力を外部に発信して新たな担い手の確保を目指していく。 影仙頭地区においては、ユズ園地の出し手の意向を地元と関係機関で共有、情報発信する体制を整え、地区外から新たな担い手を確保していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
中山間活動組織等、農作業が受託できる組織を地域で育成し、遊休農地の発生防止を図る。 神池、楮佐古地区においては、農業用機械の拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受託の推進、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--